

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱

平成30年 3月30日付け29農振第2306号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産事務次官

第1 目的

土地改良施設突発事故復旧事業（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

第2 通則

本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 定義

- 1 本事業の対象となる突発事故被害とは、法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の突発事故被害（突発事故による被害をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - (1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの
 - (2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの
 - (3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの
 - (4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの
 - (5) 維持工事として農村振興局長が別に定めるものによって復旧できる被害の程度が小さいもの
- 2 機能回復とは、突発事故により施設の効用が失われた場合において、当該土地改良施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するため必要な工事を施行することをいう。

第4 事業内容

本事業の事業内容は、土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。

1 現地仮復旧

安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

2 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

3 緊急応急工事

1に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

第5 事業の採択等

1 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、法第2条第2項に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）であって、国営土地改良事業（法第85条、第85条の2、第85条の3、第85条の4及び第87条の2の規定に基づいて国が行う土地改良事業並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け行う土地改良事業をいう。）によって造成されたものとする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。

2 本事業の実施の要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。

(2) 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

ア 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

- イ 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。
- (3) 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
- 3 本事業により行う工事の範囲
- 本事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事とする。
- 4 効用を兼ねる施設に係る突発事故
- 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設及び土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用とを兼ねる工作物（以下「兼用工作物」という。）に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。
- (1) 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設については、最大の効用を有する土地改良施設の工種に係る突発事故復旧事業とする。
- (2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の突発事故復旧事業費を土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用との割合に応じて振り分け、土地改良施設に係る金額の範囲内で行うものを土地改良施設に係る突発事故復旧事業とする。
- 5 他事業で計画又は施行中の区域内における突発事故
- 突発事故復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他事業」という。）の計画区域内で発生した事故に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、突発事故の状況を勘案して他事業の計画を検討の上、突発事故復旧事業の内容を決定するものとする。

第6 事故報告

第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に対し、事故発生後1週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。

第7 事業の実施

- 1 地方農政局長等は、第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業を実施するときは、応急工事計画（法第87条の5第1項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類（以下「事業計画書等」という。）を、現地調査の上、事故発生後30日以内に作成

し、農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 本事業の実施に当たり、都道府県、市町村、土地改良区等の関係団体は、この要綱に定める範囲内において、負担割合や他事業での実施の可否等について事前に合意形成が図られるよう努めるものとする。

第8 事業費の決定及び通知等

- 1 農林水産大臣は、予算の範囲内で、第7の規定により提出された事業計画書等に基づいて事業費の額を決定する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定したときは、これを地方農政局長等に通知するものとし、地方農政局長等は、遅滞なく事務所長等に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、前項の規定による事業費の決定の通知を受けた場合には、農村振興局長が別に定める書類を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第9 緊急応急工事

第4の3に掲げる緊急応急工事は、第6から第8までに掲げる規定によらず、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

第10 完了報告

地方農政局長等は事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、農村振興局長が別に定める様式により、翌年度の6月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の取扱い

- 1 本事業の国の負担割合は、別表のとおりとする。
- 2 突発事故復旧事業の負担金については、令第52条第1項及び第4項から第6項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第1項によるものとし、負担金の支払い及び徴収方法については、令第52条の2並びに第53条第1項及び第2項によるものとする。
- 3 国の負担分を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別

に定めるところによる。

第13 その他

この要綱の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第12関係）

事業の種類	国の負担割合
都府県において行われるもの	2 / 3
北海道及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）において行われるもの	75 / 100 ただし、事業費のうち田以外に係る部分（ため池に係るものを除く。）については80 / 100、田以外のため池に係る部分については85 / 100
沖縄県において行われるもの	90 / 100 ただし、ため池に係る部分については、95 / 100
奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。）において行われるもの	90 / 100